

# 農林水産大臣賞受賞

小さくてもキラリと光るまちづくり

おお うら ち く しん こう かい  
受賞者 **大浦地区振興会**  
くまもとけんあまくさし  
(熊本県天草市)

## ■ 地域の沿革と概要

天草市は熊本県南西部に位置し、県都熊本市までは80kmから120kmの距離があり、人口は約8万7千人、総面積は683km<sup>2</sup>で天草上島、天草下島、御所浦島などで構成されている。

## ■ むらづくりの概要

### 1. 地区の特色

大浦地区振興会がある大浦地区は、熊本県天草市の北東部にあり、人口655人、総面積6.96km<sup>2</sup>で「山」・「川」・「海」の自然環境に恵まれ、有明海を望む海岸線の景観が素晴らしい温暖な地域である。

主な農産物としてミカン（不知火）、米などの栽培が行われ、また、無人島が点在することから昔から漁場に恵まれ、タコつぼや定置網などの漁業も営まれてきた。しかし、高齢化や担い手不足という課題のため、地域に閉塞感が漂うようになった。

そのような中、平成18年に2市8町による市町村合併が行われて天草市が新たに発足し、行政と地域の距離が遠くなることに懸念されたため、天草市内の地区ごとに52の地区振興会を行政主導で設立することになり、大浦地区振興会が誕生した。

翌年の平成19年には「ミカンの木オーナー制度」、平成20年から「タコつぼオーナー制度」、平成24年から「ひと網オーナー制度」を相次いで開始し、地域と都市住民との交流を図り、地域の活性化と農漁業所得の向上に取り組

第1図 位置図



注：白地図KenMapの地図画像を編集

第1表 地区の概要

事項	内容
地区の規模	大字
地区の性格	地縁的集団
農家率 (内訳)	17.2% 総世帯数 268戸 総農家数 46戸 (総漁業経営体数(個人)) (13戸)
専業別農家数 (内訳)	専業農家 21戸 1種兼業農家 5戸 2種兼業農家 (専業漁家) (7戸) (兼業漁家) (6戸)
農用地の状況 (内訳)	総土地面積 696ha 耕地面積 50ha 田 33ha 畑 0ha 樹園地 17ha 耕地率 7.2% 農家一戸当たり耕地面積 1.1ha

んでいる。

なお、タコつぼオーナー制度は日本で最初（兵庫県明石市と同年）の取組であり、漁業を活用した振興策の先駆けとなっている。

## 2. むらづくりの基本的特徴

### (1) むらづくりの動機・背景

昭和40年代前半まで天草地域と九州本土を結ぶ航路が就航し、大浦地区は天草の玄関口として大変賑わっていた。しかし、昭和41年に天草五橋が開通すると車での移動が中心となり、昭和46年に航路が廃止され、地区から賑わいは消えていった。

また、昭和60年にオープンした無人島「竹島」を活用したキャンプ場は、最盛期には利用者が年間5,000人を超える盛況ぶりで、地域に活力をもたらしたが、このキャンプ場も、雲仙普賢岳の噴火による影響で閉鎖となるという経緯をたどった。

一時期はこのような賑わいを見せた本地区も、現在では人口減少が著しく、集落の人口は天草市合併時の平成18年3月に786人だったが、約8年間で655人と131人も減少し、高齢化率は34.1%から38.9%へ増加している。

このような状況の中、地域住民は昭和40年代から60年代までの最盛期時代の活力を少しでも取り戻したいという思いを共有し、寄り合いを重ね、平成18年2月に住民自治組織である大浦地区振興会を地区全戸で設立した。

これを機に、60～70歳代の住民を中心に「自分たちの地域は、自分たちで守り、育てていこう」というまちづくりへの熱い思いや、「大浦に生まれてよかった、住んでよかった、訪れてよかった」という地域への限りない愛郷心が生まれ、そして「小さくてもキラリと光る大浦を目指そう！」を合言葉に、地域で知恵を出し、汗をかきながらの様々な事業への取組が始まった。

### (2) むらづくりの推進体制

地区の活動は、振興会の各部会が中心となって企画や立案を行った上で実施している。

推進体制は、会長を中心に副会長、事務局などを置き、産業部会（12名）、福祉部会（21名）、伝統文化部会（13名）、環境部会（32名）、交流活動部会（16名）、体育推進部会（10名）、自主防災部会（12名）の7つの部会を設置し、これらに区長会、老人会、防犯パトロール隊を加えた構成となっている。

また、各部会と事務局に市職員やそのOBを事務局に置いて市役所と連携を図るとともに、各部会の部会長と区長、各部会事務局で行う役員会・事務局合同会議を年7～8回開催している。

## ア 産業部会

農漁業従事者が中心となる部会であり、本地区が県内外から注目されるようになった「ミカンの木」・「タコつぼ」・「ひと網」のオーナー制度を企画し、地域住民と一緒に取り組んでいる。

「ミカンの木オーナー制度」は、本部会の会議で「デコポンを使ったオーナー制度はどう？」という一言が発端となり生まれたものである。

また、遊休農地解消景観整備促進事業（天草市補助）を実施し、耕作放棄地にヒマワリの作付（65a）を行い、地区の景観維持や地域コミュニティの形成にも寄与している。

## イ 福祉部会

女性役員が多く、地域の高齢者との関わりあいを大切にする部会で、主に「敬老会」、「高齢者との交流会」、「一人暮らし高齢者への弁当づくり事業」、「緊急連絡先カード作成事業」を実施している。

## ウ 環境部会

地域の環境美化に取り組んでいる部会で、10a程度の耕作放棄地を花公園へ変えるなどの景観維持に活躍し、また、地域住民によるEM活性液を活用した環境美化に取り組んでいる。

## エ 伝統文化部会

地区で246年前から続く大浦阿蘇神社秋季例大祭や昔の遊び等の保存・継承・伝承に取り組んでいる部会。

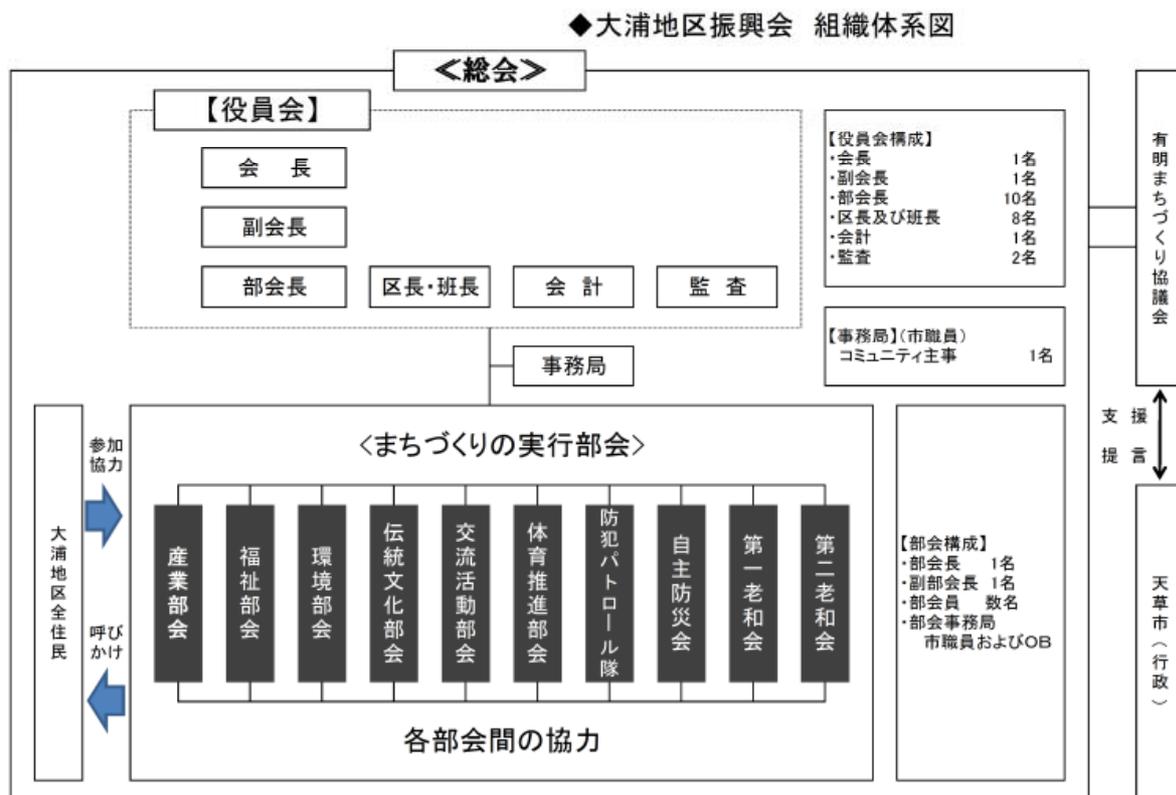
## オ 交流活動部会

地域内の交流活動活性化を目的とした部会で、「大浦ふれあい祭り」、「講演会」、「大浦ライトアップ事業」「老人会と保育園交流事業」等に取り組んでいる。

## カ 体育推進部会

グラウンドゴルフ・ミニバレーボール大会と大楠小校区体育大会参加を担当する部会。

第2表 むらづくり推進体制図



■ むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

大浦地区では、温暖な気候を活かしたミカン（不知火）の生産や、恵まれた漁場を活かした定置網やタコつぼなどの漁業が営まれている一方で、毎年人口減少や少子高齢化が進み、農業・漁業者の高齢化や担い手不足が課題となっている。

そこで、平成18年の天草市への合併を期に、かつて観光客などで賑わっていた時代の活力を取り戻そうという思いを地域住民で共有し、住民自治組織である大浦地区振興会を設立した。平成19年に開始した「みかんの木オーナー制度」を皮切りに、平成20年には海を利用した「タコつぼオーナー制度」、平成24年には「ひと網オーナー制度」と、大浦地区ならではの特色を活かした海と山の3つのオーナー制度に取り組み、周囲に注目されるようになった。

多くのマスコミの取材を受けることで周囲へのPRになり、都市住民との交流を図って、交流人口増加とコミュニティビジネスによる収入確保にもつながるなど、少子・高齢化により活動が停滞している集落が一丸となって、かつての活気を取り戻そうと、地域の特色を活かした農業や漁業体験などの様々なイベントを積極的かつ継続的に展開している。

2. 農業生産面における特徴

(1) ミカンの木オーナー制度による栽培技術・所得の向上

平成19年から開始した「ミカンの木オーナー制度」は、ミカンの収穫時期（1月）においしく食べられる品種を苗から育て、収穫体験時に駐車場が確保できる農家5戸の協力により実施している。



写真1 ミカンの木オーナー制度

振興会は、オーナーになるための料金をミカンの木1本当たり1万円（そのうち、事務手数料として1割を農家から振興会へ納付）として、100～120本を用意している。

オーナーの募集に当たっては、振興会事務局が窓口となっており、ブログを中心に新聞などのメディアを積極的に活用している。

募集後は、7月の命名式にオーナーを案内した後、農家がミカンを大切に育て、1月の収穫祭へオーナーを案内している。

ミカンの木オーナー制度の実施以前は、各農家はそれぞれでJAの技術研修を受けるなど日々研鑽しているものの、農家同士で意見交換をすることは多くなかった。

しかし、本事業実施後、農家はオーナーの声を直接聞くことになったため、ミカンを育てる上で今まで以上に気を遣い、愛情を注ぎ、注意を払うようになった。そして、品質の高いミカンを作ることに対する向上心を強く持つようになり、農家間で情報交換をする場も増えたことから、地区全体でミカンの栽培技術や品質が向上している。

また、オーナー制度は毎年申込者が増えており（平成25年は過去最多の295名）、参加農家の所得向上に寄与するものとなっている。

## （2）タコつぼオーナー制度による所得の安定

「タコつぼオーナー制度」は、平成20年からタコつぼ漁を行っている漁師の協力により実施している。

タコつぼ2個を1口として、限定50口を用意し、契約料は1口5千円（そのうち、事務手数料として1割を漁師から振興会へ納付）としている。

平成25年度は、294件の申込みがあり、競争率は約6倍であった。漁師は、オーナー制度によって安定的に収入を確保できるようになっている。

オーナー制度の流れとして、まずは6月末にオーナーへ投入式の案内を行い、オーナー自らタコつぼに氏名を書いて海へ投入する。その後、2～3日に1回程度タコつぼを漁師が引き上げ、つぼに入ったタコを全て冷凍

するとともに、タコが引き上げられたら事務局へ連絡し、各オーナーへブログで状況を情報発信している。

そして、9月上旬に開催する引き上げ式にオーナーを案内し、つぼと一緒に引き渡している。

平成25年の引き上げ式には、約100名の方々が訪れ、地区やその周辺へも経済効果を生み出している。



写真2 タコつぼオーナー制度

### (3) ひと網オーナー制度による所得の安定

「ひと網オーナー制度」は、平成24年から定置網等を行っている漁師の提案により開始されたものである。

制度は、定置網（4～7月）又は底引き網（8・9月）の一網を1日1回引き上げ、一網に入っている魚の全てがオーナーの所有物になるというものであり、振興会は、4月から9月までの期間にオーナーを毎日受け付けている。

料金は、定置網が1万円、底引き網が29,900円であり、漁師は、そのうち事務手数料として700円を本会へ、300円を漁協へ納付している。

オーナー希望者は、原則、引き上げの1週間前までに事前予約する必要があるため、漁師は希望者数と売上額を把握し、月の収入が予想できるようになった。

このオーナー制度は、1シーズンに数回申し込まれる方もいるなど、平成24年度は270組、平成25年度は370組が参加した。オーナー制度による売上げは、漁師の収入の2～3割を占めるようになり、経営感覚に変化をもたらしている。

例えば、漁師が観光と体験を活用した漁業の必要性や将来性に気付いたことによって、漁船改装の折、真っ先に「ひと網オーナー制度事業」のことを考えたアイデアを取り入れるなどの意識改革を進め、更なる所得の安定化を図っている。

また、オーナー制度終了後も個人的なつながりを維持することによって、魚の個人販売の販路としてつながっていくケースも生まれている。

### (4) 耕作放棄地対策

振興会は、企業へ作付用地の土地の斡旋や紹介を行っている。平成23年からは、農機具メーカーの（株）中九州クボタが当地区の耕作放棄地において春ソバを作付けしており、農業を実施することによって地区住民へ安心感を与えている。

耕作面積は、当初の80aから200aにまで増えており、収穫はもとより、地域景観の向上に大変寄与している。特に花が咲く時期には、住民がその様子を楽しめるものとなっている。

春ソバの作付けは、本地区から天草地域全体に広がりを見せており、平成26年3月には本渡地区に天草そばを提供する店がオープンした。

#### (5) 農業を観光に活用した取組

オーナー制度で交流人口が増加したことで、地域住民はこれまでにない新たな取組を模索するようになった。3年前から、農家3軒が農家民泊の取組を試験的に実施し、これまでに約20組を受け入れている。今後も農家の所得安定・向上、地域への経済的貢献という観点から、地域振興策として農業を観光に活用した農家民泊の定着を目指すこととしている。

#### (6) 他地区への波及

振興会が行う一連の取組について、市内の有明地区内でも評価されるようになったことから、有明地区においても大浦地区同様の取組を行うため、天草市有明支所まちづくり推進課、有明まちづくり協議会等が検討を行っている。

### 3. 生活・環境整備面における特徴

#### (1) 地域景観の向上

振興会の環境部会は、約20年近く国道沿線などに花を植えてきたボランティア団体「大浦コスモスクラブ」と協働で活動することにより、30坪程度だった花の植栽面積が302坪程度（約10a）に拡大し、季節ごとに美しい花を咲かせて景観の向上に寄与しており、通行者の目を楽しませている。

#### (2) 環境意識の向上

環境部会は、EM活性液（有用な微生物を利用し、土壌改良や家庭排水浄化などに使用できるもの）を作るための作業場を作り、製造・販売を実施している。

その結果、現在では、地域住民が環境汚染などの問題を真剣に考えるようになり、現在は約130世帯（本地区の半数）が年間約2,000円程度で環境部会と契約し、EM活性液を家庭の排水口や浄化槽などに散布するなどの環境活動に参加するようになっている。

#### (3) 地域文化の保存・継承

伝統文化部会は、大浦阿蘇神社秋季例大祭の状況調査を行い、もう一度以前の祭りの様子を取り戻そうとしている。祭りの作法に詳しい方から祭りの振付を学んで住民へ教えたり、祭りの日に木製の箱型の灯籠とうろうを立てて

雰囲気を出したりして祭りを盛り上げている。

平成23年には、神幸行列を後世に残すことなどを目的に大・中・小種類別の絵巻を作成し、町内各世帯だけではなく、関西方面の出郷者で構成されている「有明会」の方々にも販売している。地区では、本部会を中心に住民が一丸となり、地区で行われる祭りを保存・継承していくための活動を行っている。



写真3 大浦阿蘇神社秋季例大祭

#### (4) 都市住民と地域住民の交流

平成19年に、ミカンの木オーナー制度のイベントを行った結果、かつてのように地域外から観光客を呼んで地域を盛り上げることができるという思いを地域住民に再燃させることができた。

その翌年には、タコつぼオーナー制度に取り組み、多くの観光客とともに多くの報道関係者が訪れるようになった。それまで、地域の取組に積極的ではなかった漁師は、定置網・底引き網を活用したオーナー制度ができないかと自発的に提案した。そして、平成24年にひと網オーナー制度が誕生した。

ミカンの木オーナー制度では、命名式（7月）と収穫祭（1月）、タコつぼオーナー制度では、投入式（6月）と引き上げ式（9月）と、それぞれ大きなイベントを2回行っており、同日に地元産の海産物や農産物を販売したり、バザーを行ったりするなど地区住民総出でイベントを盛り上げている。住民は、自らも楽しみながらオーナーをもてなし、来場者を歓迎するようになった。

その結果、イベント参加者から、他の団体で行われているオーナー制度と比べ、地域住民総出によるおもてなしに特色があると、好評価を得ている。参加者が毎年増えることにより、コミュニティビジネスによる収入確保もでき、地域に活力をもたらしている。

地域に存在する「もの（資源）」の所有者になるというオーナー制度の性質上、周遊型の観光客に比べ、当地域への愛着や結びつきは大きいものと考えられる。

また、ミカンの収穫祭にはオーナーの家族や親せきなど500人（初年度は300人）もの人々が本地区へ来場し、都市住民との交流が図られ、更にはメイン会場で行う物産販売や地域への宿泊など、大浦地区のみならず近隣地域にも経済的な波及効果をもたらしている。

こうした活動が注目され、新聞やテレビにも数多く取り上げられ、多くの方へ本地区をPRすることができた。中でも、熊本県の「熊本日日新

聞」の1面に本会の取組が紹介されたことにより、地域住民に対して自信とともに感動を与え、まちづくりに対する意欲を向上させており、今後の継続的かつ発展的な取組として期待ができる。

#### (5) 福祉コミュニティの形成

福祉部会では、「一人暮らし高齢者への弁当づくり事業」として、50食弱の弁当を年2回作り、手分けして個人宅へ弁当を届け、高齢者とのコミュニケーションを図っている。

また、地域の高齢者とコミュニティセンターで講師を招いてEMプリン石鹸を作ったり、高齢者を対象とするかるた大会などのゲーム大会を行っている。

その他にも、地域の高齢者などの見守りを常時行うために、一人暮らしの高齢者や老夫婦世帯などへ近所の住民や親戚の連絡先等を記載した「緊急連絡先カード」を作成し、地域住民が積極的に高齢者見守りに参加する活動を実施している。

さらに、小学校の夏休み期間中にはコミュニティセンターを開放し、小学生を受け入れる子どもサロンを実施している。子供たちが集まり、宿題をしたり遊んだりすることによって、個々の家庭で冷房器具を使うより省電力化が可能となるほか、保護者が安心して仕事をする事ができている。